

氏名	上田 祥悟		
学位の種類	博士（美術）		
学位記番号	第105号		
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当		
論文題目	蒔絵螺鈿の成立とその展開—平安時代を中心として—		
審査委員	主査	教授	礪波 恵昭
		准教授	竹浪 遠
		教授	栗本 夏樹
			増記 隆介（神戸大学大学院准教授）
		教授	吉田 雅子

## 論文の要旨

日本の漆工史において、平安時代は素材・技法・表現の各面において著しい発展が見られる極めて重要な時期に位置付けられる。特に日本の代表的な漆工加飾技法である蒔絵の確立と盛行は、それまでの大陸製伝世品の模倣段階からしだいに脱却しつつあった当時の状況を端的に示している。平安時代の漆工制作の流れを追うことは日本の漆工史における転換期の動向を明らかにすると共に、日本独自の美意識の形成過程について広義的に考える上でも重要な意義を持つと言える。

奈良時代から平安時代にかけて制作された漆工品のうち、現存するものは極めて少なく、それらの素材や技法、構造的な特徴は既に多くの調査・研究の中で取り上げられてきた。その成果により、現在までに遺例1点1点に対する研究は深化してきたと言える。しかしその一方で、遺例間に見られる関係性を考察し、平安時代における漆工の潮流を概観するような研究については、あまり進展が見られない。その主な理由としては、現存する遺例の数がごく僅かであるとともに、それぞれが固有の特徴を有する傾向にあることが挙げられる。

平安時代における漆工表現のより具体的な動向や時代像を明らかにするためには、同時期の文献や絵画作例といった漆工品の周辺状況を伝える資料群に着目し、それらの包括的な収集・調査を行う必要がある。本研究ではこれまで調査の及んでいなかった資料に加え、既知の文献等についても一次資料に立ち返った精査を行うことで、先行研究において見落とされていた情報を整理し、実作例との比較による考察を試みた。本博士論文では特に平安時代後期に登場した漆工加飾技法である蒔絵螺鈿に焦点を当て、その具体的な成立時期や表現上の特色についての再検討を行っている。

蒔絵と螺鈿は、共に古くから漆工品の加飾に用いられてきた技法である。蒔絵は器物の表面に漆を塗り、その上に金属粉を蒔くことで絵や文様を表す加飾技法であり、平安時代に技法的に確立した。一方、螺鈿は夜光貝や鮑貝などの貝殻を板状に加工し、そこから文様を切り出して木地や漆地に定着させる技法であり、奈良時代に唐から伝えられた。蒔絵螺鈿は蒔絵によって描かれた文様の

中に螺鈿の文様が組み込まれることによって成立し、素材や工程の異なる2つの技法を併用した点において、平安時代の加飾表現の中でも特に画期的なものとなった。しかし現存する当時の遺例は、和歌山県の金剛峯寺が所蔵する《沢千鳥蒔絵螺鈿小唐櫃》と東京国立博物館が所蔵する《片輪車蒔絵螺鈿手箱》の2点が知られるのみであり、その実態には依然として不明な点が多く残されている。

本論文の構成は次の通りである。第1章、「蒔絵螺鈿の源流」では、まず大陸から各種の漆工技法が伝来する以前の国内における漆の利用状況を把握するために、縄文時代、弥生時代、古墳時代の代表的な出土品に見られる表現や技法の傾向について述べる。その後、古墳時代の末期に登場した夾紵棺や、飛鳥時代の《玉虫厨子》、奈良時代の正倉院宝物と、大陸の新しい技術や技法の到来を告げた事例について順を追って取り上げる。特に正倉院宝物については、平安時代に成立した蒔絵螺鈿技法の原点となる遺例群に注目し、同時期の出土品の例を踏まえながら、奈良時代の蒔絵技法及び螺鈿技法の諸相についてまとめる。

第2章、「文献上における蒔絵螺鈿の成立」では、まず平安時代の前半に制作された初期蒔絵に位置付けられる遺例群について、前章で触れた奈良時代の蒔絵との比較を行いながら、各作品に見られる漆工技法や表現上の特徴について取り上げる。それと共に、同時期に記された古記録や物語に登場する蒔絵の語が内包する意味とその問題について、各文献に見られる記載の傾向を踏まえながら考察する。その後、11世紀以降の文献に散見される蒔絵螺鈿の記述を網羅的に取り上げ、それぞれの語が示す加飾表現について現存作例との比較を通して検討し、蒔絵螺鈿技法の成立時期を示唆する具体例を提示する。

第3章、「東京国立博物館所蔵《片輪車蒔絵螺鈿手箱》について」では、蒔絵螺鈿に関する考察の集大成として、平安時代を代表する漆工品である《片輪車蒔絵螺鈿手箱》の技法及び意匠上の特徴について取り上げる。特に箱の外面に表された流水片輪車文については、蒔絵螺鈿技法による表現効果に加え、同時代の絵画作例や後世に作られた類例との比較検討を通して、図様の持つ意味や時代ごとの美意識の差について論じる。

## 審査結果の要旨

受審者上田祥悟氏の提出論文「蒔絵螺鈿の成立と展開—平安時代を中心として—」は、平安時代後期に工芸品の加飾技法として蒔絵と螺鈿とが同時に用いられる作品が残されているが、その成立過程を現存作品を中心に文献資料で補いながら包括的に研究しようとするものである。

論文は3章から成っており、第1章では漆工の歴史を加飾を中心に先史時代から奈良時代まで概観し、第2章以降の考察の前提となる日本における古代の漆工史を現存作例を中心に明確に跡づけている。第2章では平安時代前期の初期の蒔絵の作例を概観した上で、平安時代後期の文献資料に見出される蒔絵および蒔絵螺鈿の記事を渉猟し、それらがどのような作品であったか考察する。そして第3章では蒔絵と螺鈿とが同時に用いられた東京国立博物館所蔵の片輪車蒔絵螺鈿手箱について、その技法や主題について詳細な考察を加える。

提出論文で特に評価されるのは次の1～5の論点である。

1. 第2章で平安時代後期の貴族の日記や文芸作品上に見出される蒔絵および蒔絵螺鈿に関する記事を幅広い文献から丹念に拾い出し、その用語法からどのような加飾を施した作品であったか類推した上で、蒔絵螺鈿の成立時期を文献上からも12世紀初めであると跡づけたこと。

2. 流水片輪車文の意匠について、乾燥を防ぐために車輪を川の水に浸けた平安時代後期の実景に基づくという、現在定説となっている説が昭和7年から11年の間に提出されたと検証した上で、漆塗りの牛車の車輪を長時間水に浸けることは漆の塗膜を損なうため実際には行われなかった可能性が高く、文献上もそのような行為がなされたことを裏付けることは難しいと結論づけ、定説とされている見解を覆したこと。

3. 片輪車文の用例を漆工のみならず染織、絵画作例まで幅広く検証した上で、多くの文芸作品や經典の読解に基づき、片輪車文に籠められた意味についての仮説を提示していること。とくに四天王寺蔵「扇面法華経冊子」について、和歌や物語の用例に基づき、巻六扇七に描かれる九つの車輪を9月に稲田で稲を刈り取り運ぶ車を連想させる吉祥文的なものではないかと提示し、巻六扇十では三つの車輪を『法華経』の「三車火宅」を連想させるイメージとして表された可能性を指摘するなど、詳細な考察がみられる。その上で、和歌や葦手を通じて片輪車文が平安時代においては「破車」すなわち壊れて遺棄された車輪の実景から派生し、仏教的主題の表象として用いられていたことを明らかにしたことも評価できる。

4. 東京国立博物館所蔵片輪車蒔絵螺鈿手箱の螺鈿による片輪車文に波状の文様が表されていることについて、それが波文であると考えられることと、その表現には手慣れたとは言えない彫りが見られることなどを指摘しているが、これは受審者の漆芸の実制作の経験も踏まえた見解として注目される。

5. 東京国立博物館片輪車蒔絵螺鈿手箱が、手箱ではなく経箱として制作され、車輪の意匠が蓮花や法輪を意識して選択された可能性を指摘することも興味深い見解である。

また他にも、審査頂いた先生方からは、次の(1)～(3)の評価もなされている。

(1) 正倉院宝物から、平安初期の空海周辺の漆工品を経て、国宝「片輪車蒔絵螺鈿手箱」(東京国立博物館)にいたる作品観察に基づく様式展開の着実な把握は、本論を説得力のあるものとして

おり、文献と作品とが車の両輪のごとく一つの論を成すことは高く評価される。

(2) 作品研究の骨格を成す「片輪車蒔絵螺鈿手箱」の意匠の詳細な分析は、本作品に関する根拠のない通説を見事に論破したものとなっており、当該作品の研究史にあらたな局面を開いたものと言える。

(3) 第2章については、文献資料を博捜し日記や物語の用例から、蒔絵螺鈿をはじめとする漆工の制作状況や当時の呼称を浮かび上がらせることに成功している。

一方で、次のような指摘もなされた。

貴族の日記等の引用部分の用字法が統一されていない箇所が散見されること、文献史料の引用や考察がすべて論文本文中になされているため、論旨の展開がやや読み取りにくくなっている箇所があること、註がやや簡潔に過ぎる箇所が散見されること、などである。しかしながら、これらは論文形式上の軽微な瑕疵に過ぎず、本研究の内容の総体としての価値をいささかも下げるものではないと判断された。

以上、本研究は、平安時代を中心とした漆工史において、個別の作品を技法・主題・様式の観点から詳細に考察し平安期の漆工の加飾の様式展開を跡づける研究を一つの柱として、もう一方で同時代の多くの文献史料における蒔絵・螺鈿などの加飾に触れた記述を幅広くかつ精緻に分析し蒔絵螺鈿の成立期を検証することを行ったものであり、それらを東京国立博物館所蔵「片輪車蒔絵螺鈿手箱」の研究に結実させた、壮大な研究であるといえる。いくつかの新知見や、定説を覆すような見解を提示したものであり、今後の工芸史研究では必ず参照されるであろう注目すべき研究であると評価することができる。

博士学位本審査でのプレゼンテーションでは、提出論文の第2章の文献史料の検証について丁寧に提示され、質疑応答でも、プレゼンテーションおよび提出論文全般にわたる広範な質問に対し、誠実に答えていた。

以上、提出論文を中心に、プレゼンテーションも含めた博士（後期）課程本審査の評価は、審査員全員一致で合格と判断した。